

産業医のいない50人未満の事業場対象 地域産業保健センターでの ストレスチェックに係る高ストレス者への 医師による面接指導について

労働安全衛生法では、長時間にわたる労働により疲労の蓄積した労働者に対して労働者の申出により、事業者は医師による面接指導を実施することが義務づけられています。50人以上の事業場においては、ストレスチェックの結果、高ストレス者（ストレスチェックの結果、高ストレス者であり、面接指導が必要であるとストレス実施者が判断した者）から面接指導の申出があった場合も医師による面接指導を実施することが義務づけられています。

地域産業保健センターでは、ストレスチェックの実施を義務づけられていない50人未満の事業場において実施したストレスチェックについて、高ストレス者からの面接指導の申出に対して、産業医の資格を持った医師が対応します。

●面接指導対象者

- ・ストレスチェックの結果、高ストレスであり、面接指導が必要であるとストレスチェック実施者が判定した者

面接指導をうけるには（費用はかかりません）

面接指導は医師のほうから事業場をご訪問する方法と、センターの指定する医療機関にお越しいただく方法とがありますが、当センターへ先ず電話、FAX等でご連絡をください。コーディネーターがご希望をお伺いし、日時、場所等の調整を行います。

（注、健康相談の場合は労働者本人からのお申込みも可能ですが、面接指導の場合は事業場からのお申込みとなります）

面接当日に準備いただきたいもの

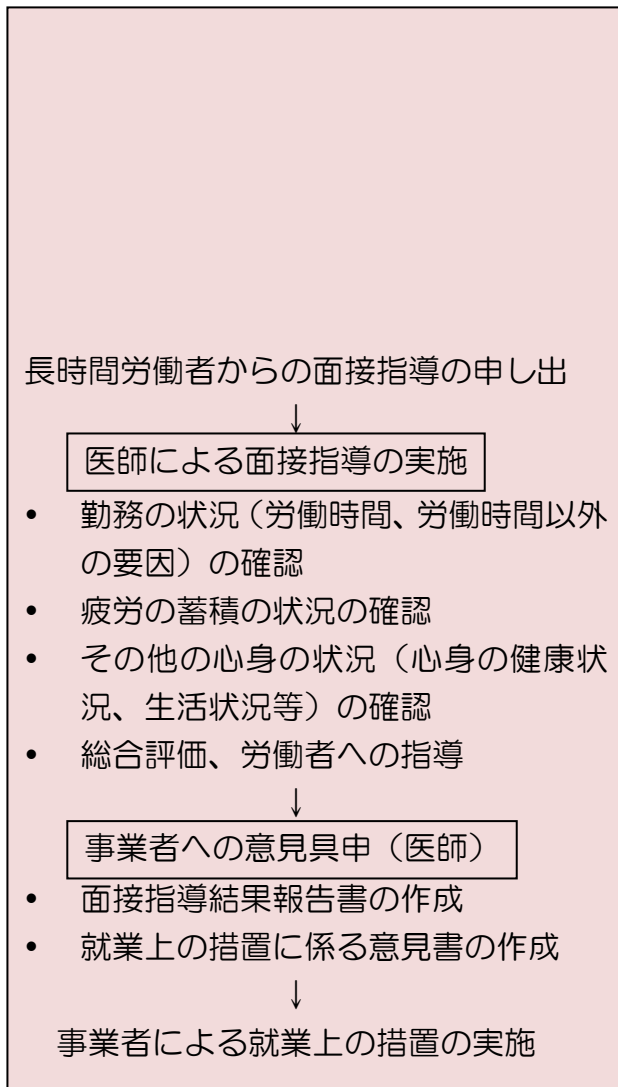
- ① 「医師による面接指導申出書」（様式地4）
- ② 「労働時間に関するチェックリスト」（様式地5）
その他最近3ヶ月間の勤務時間がわかるもの
- ③ 「ストレスチェック実施状況報告」（様式地5の2）
- ④ 直近の「健康診断結果個人票」（本人の同意が必要）
- ⑤ 面接指導対象者の「ストレスチェック実施結果」（本人の同意が必要）
- ⑥ その他
労働時間以外の労働に関する負荷要因（就労形態、職場環境等）
生活状況・習慣、心身の健康状況

お申込み・お問い合わせは、各地域産業保健センターのコーディネーターまで
お願いします。

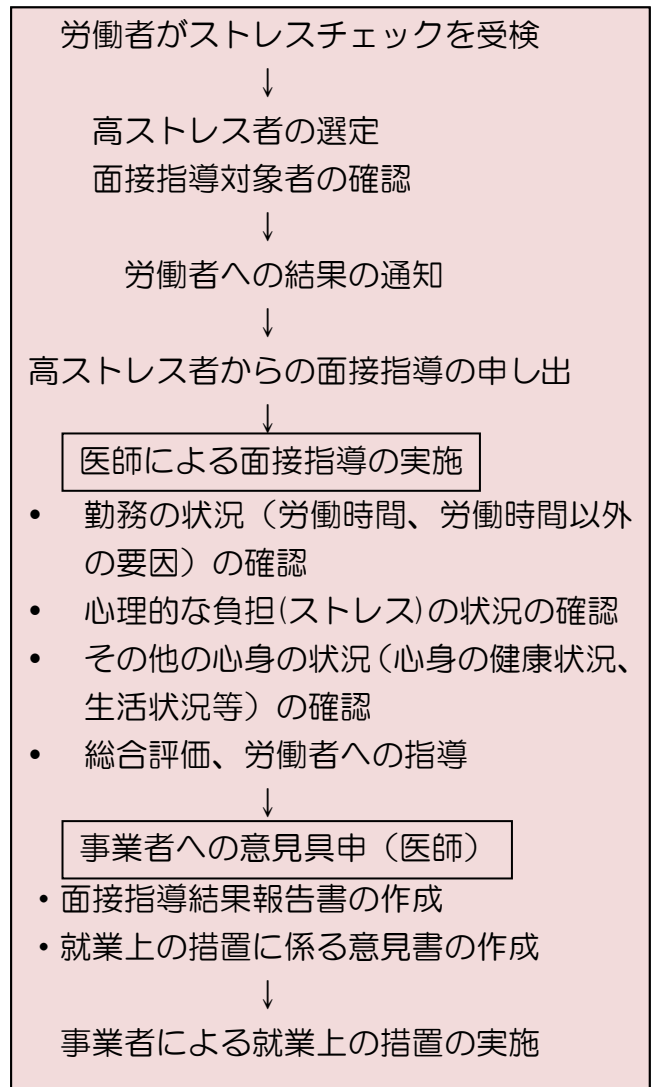
（県内の各地域産業保健センターの電話、所在地は、裏面をご覧ください。）

医師による面接指導の流れ

《長時間労働者の場合》



《高ストレス者の場合》



県内各地域産業保健センターの所在地、電話番号

水戸地域産業保健センター	水戸市笠原町 993-17	水戸市医師会館内	Tel. 029-305-9911
県北地域産業保健センター	日立市東多賀町 5-6-15		
	日立メディカルセンター別館 2 階		Tel. 0294-33-0058
土浦地域産業保健センター	土浦市藤沢 990	土浦市保健センター新治分室内	Tel. 029-875-6057
県西地域産業保健センター	筑西市二木成 827-1	真壁医師会館内	Tel. 0296-25-3334
古河地域産業保健センター	古河市原町 8-20	古河市医師会館内	Tel. 0280-23-0333
太田地域産業保健センター	常陸太田市中城町 3210	常陸太田市医師会内	Tel. 0294-70-1155
常総地域産業保健センター	常総市水海道森下町 4434-2		
	常総市水海道保健センター内		Tel. 0297-22-2421
県南地域産業保健センター	取手市野々井 1926	取手市医師会病院内	Tel. 0297-79-1066
鹿行地域産業保健センター	鹿嶋市宮中 1998-2	鹿島医師会内	Tel. 0299-90-3440